

# 神戸小いじめ防止基本方針

(学校版)



富士市立神戸小学校

### —いじめの定義（文部科学省）の変遷—

①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」（昭和61年度から）



①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うこと」を追加（平成6年度から）



個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童の立場に立つて」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加（平成18年度から）



「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そのため、日頃から「いじめほどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、全ての教職員が未然防止に取り組んでいきます。

特に、本校のような小規模校においては、狭い範囲での人間関係により、集団の中での序列化や固定観念が生まれ易く、相手に対する配慮のない言動により人間関係が崩れ、その結果としていじめと認知せざるを得ない事態が起こりやすくなります。

そこで、いじめを発見した際には、校長のリーダーシップの下、「いじめを絶対に許さない」という強い意志で、計画的・組織的にいじめ問題に取り組んでいきます。

さらに、学校としていじめの早期対応において、いじめられている児童を徹底して守るとともに、いじめている児童や周りの児童に対し「いじめは絶対に許されない」という観点からの指導を行います。

すでに、文部科学省から「いじめ問題に関する取組事例集」（平成 19 年 2 月）や生徒指導提要（平成 22 年 3 月）が出され、富士市においても、各学校において「富士市いじめ防止基本方針」（平成 30 年 3 月）が実践されています。

学校においては、全ての児童が尊重されるべき価値ある存在であることを保持し、いじめに苦しむ子どもをなくすために、今後さらに取組を強化していきたいと思います。

# いじめ問題に関する取組

## 1 学校における組織的な対応について

現在学校では、いじめ問題をはじめ多様な課題への対応が求められています。そこで、一人で抱え込まずに、組織的にチーム神戸として対応していきます。

### (1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組み対応します。

#### ① 学校いじめ対策組織の設置について

- 学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにします。また複数の目による状況の見立てが可能となり、より適切な対応ができるようにします。
- 構成員は、実態等に応じて柔軟に対応します。
  - <通常時>  
校長、教頭、生徒指導担当教諭を中心に、教務主任、養護教諭、学級担任、指導に関わる教職員等
  - <緊急時>  
必要に応じて指導主事、生徒指導アドバイザー、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員、PTA代表の第三者的立場の方
- 会議は年間計画に基づいて月1回程度開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。
- 以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開きます。
  - ・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき
  - ・児童又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき
- いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応します。

## ② 年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組みます。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けます。

### ○ 年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組

**学校いじめ対策組織会議**：月1回程度、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。

**職員会議**：年度初めに、学校いじめ防止基本方針を確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。

**教育相談**：随時実施することを原則としていますが、6月と12月の年2回は必ず実施します。

**いじめアンケート**：計画に基づいて年3回は必ず実施します。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。

**Q - U**：小学5年生で実施します。

## (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有します。

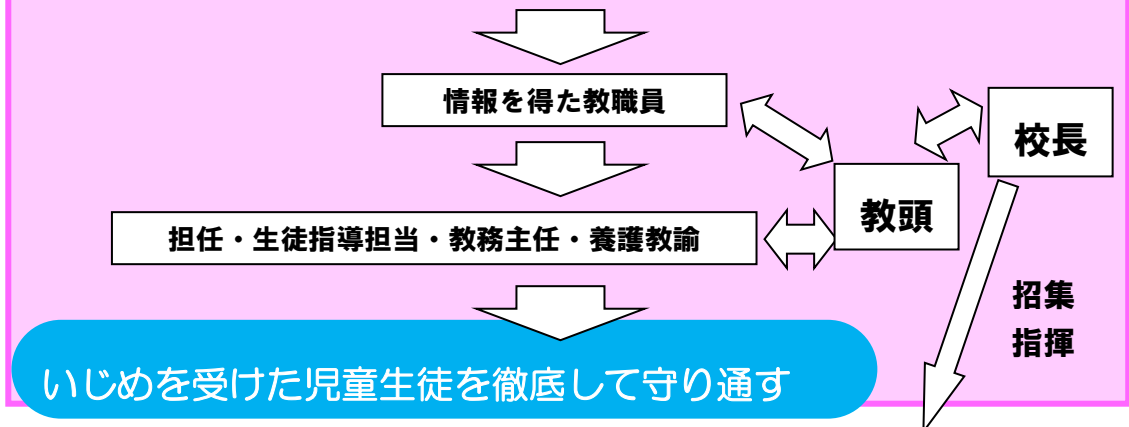
- いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。
- いじめを訴えた児童や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証します。そのことが再発防止につながるとともに、新たな事実が明らかになる可能性があると考えます。

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

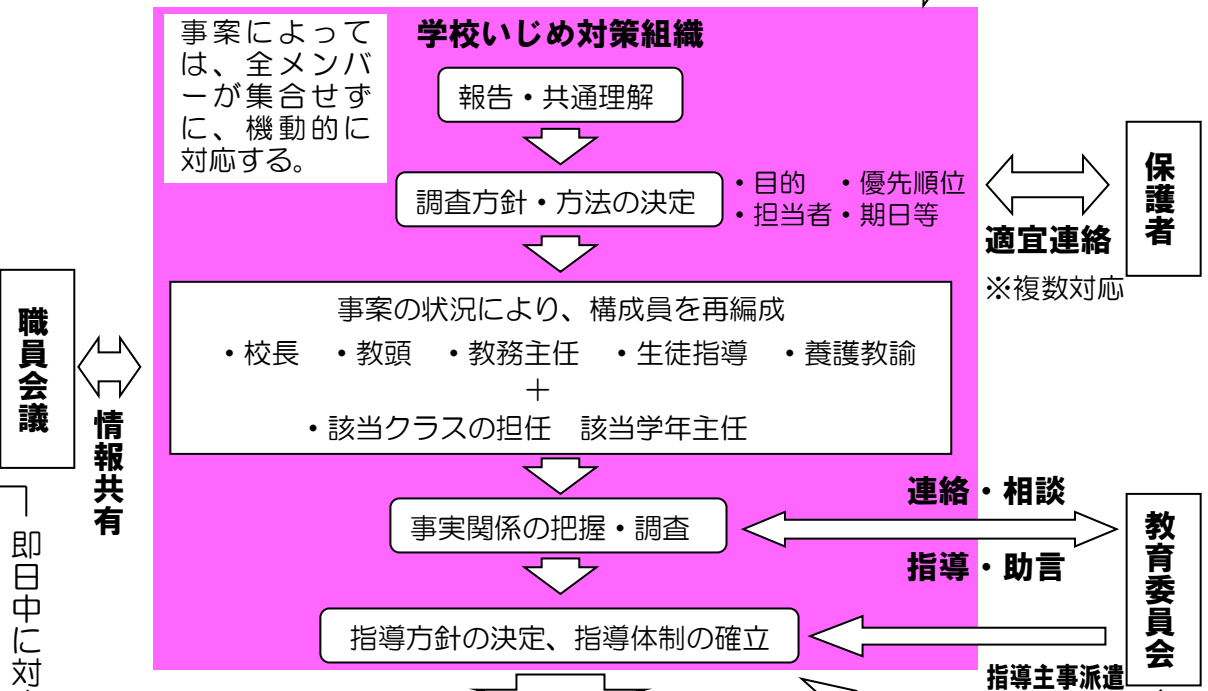
1 発見

- ・他の児童からいじめの情報を聞いた
- ・いじめらしき現場を発見した
- ・児童の言動から気になった
- ・児童生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
- ・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- ・アンケートの回答で確認した
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた

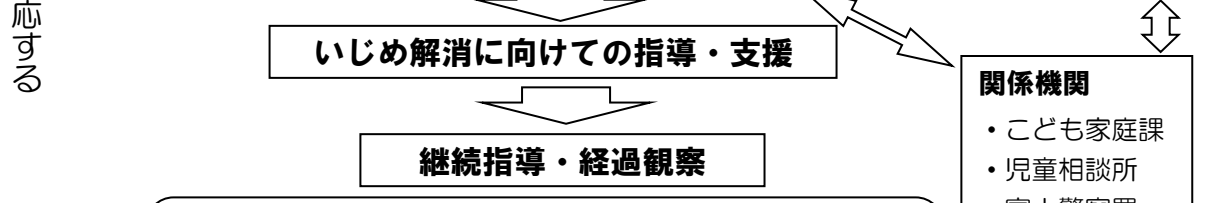
2 情報収集



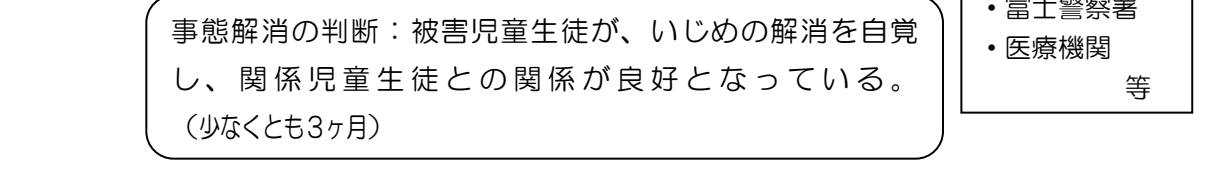
3 事実確認



4 方針の決定



5 対応



6 経過観察・解消



職員会議  
情報共有  
即日中に対応する

保護者  
適宜連絡  
※複数対応  
教育委員会  
連絡・相談  
指導・助言  
指導主事派遣  
関係機関  
・こども家庭課  
・児童相談所  
・富士警察署  
・医療機関  
等

### (3) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告します。

#### ① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

##### ア 生命心身財産重大事態

(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

##### イ 不登校重大事態(いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号)

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(欠席日数:年間30日を目安)

また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。

#### ② 重大事態の取り扱いについて

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識します。

#### ③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日:文部科学大臣決定、最終改訂:平成29年3月14日)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月:文部科学省)「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月:文部科学省初等中等教育局)等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

## 重大事態対応の流れ

### 教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

### 調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

#### 学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA 代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

#### 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告

調査対象者及びその保護者への説明・報告

市長及び教育委員への説明・報告等

調査結果を踏まえた必要な措

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う



#### (4) 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく必要があります。

##### ①教育委員会との連携について

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告します。
- 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。

ア 重大事態（教育委員会への報告 ア～エ）  
イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ  
ウ 被害児童にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告します。

## 2 未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要です。

そのためには、児童の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力を育てていく必要があります。

### (1) 未然防止に向けた取組

#### ① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行っていきます。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。

#### ② 児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

次のような取組を年間計画の中に位置付けます。

- 児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（児童会・生徒会が主体となった取組）
- 児童会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組
- 縦割り活動などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組

### ③ 児童の居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年団会議等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにします。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）
- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝えることが大切です。また、クラスのルールを、児童が納得した上でつくっていくことが重要だと考えます。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていきます。
- 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていきます。
- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育てていきます。
- 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育てていきます。
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解していきます。
- 特に配慮が必要な児童には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていきます。その際、周囲の児童に対する必要な指導を行っていきます。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組みます。
- 学校評価では、「学校が楽しい」（目標数値 90%以上）「みんなで何かをするのは楽しい」（目標数値 80%以上）「授業に主体的に取り組んでいる」（目標数値 80%以上）「授業がよくわかる」（目標数値 80%以上）等の質問項目を盛り込み、児童の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

### ④ 児童を見守る教職員集団づくり

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠です。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。
- 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていきます。

## (2) 保護者や地域への働きかけ

- P T A総務会やP T A総会、学校評議員会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。
- 学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行います。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていきます。

## 3 早期発見

### (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている
  - ・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
  - ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。
- いじめられている本人からの訴えは少ない
  - いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。
- ネット上のいじめは最も見えにくい
  - ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡することをお願いします。
  - 以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するしていきます。

### (2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していきます。

#### ① 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけます。

## ②連絡帳・家庭学習カード

- 連絡帳・家庭学習カードのやりとりを通して、担任と児童・保護者との信頼関係をつくっていくことも考えます。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がけます。

## ③教育相談

- 児童を対象にした教育相談を6月と12月の年2回以上実施します。

## ④アンケート

- 児童へのいじめに関するアンケートを計画的に年3回以上実施し、現状把握に努めます。
- いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行うこともあります。

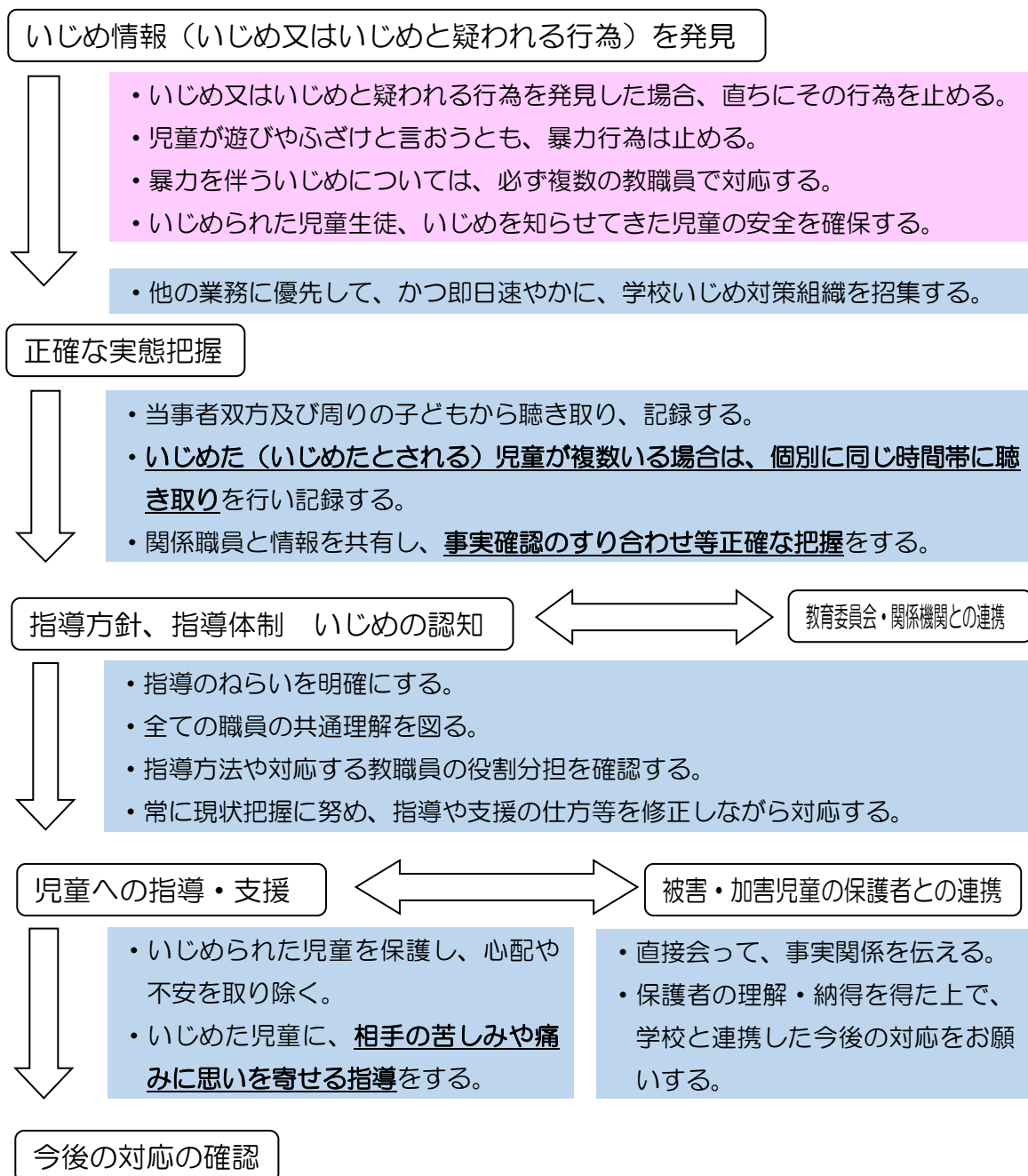
## (3) 相談しやすい環境づくり

- 日常生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。
- 職員室前にいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置くなど、児童が気軽に相談窓口を知ることができるようにしておきます。

## 4 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。

### (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ



## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

### ①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行います。
- 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

### ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

#### 把握すべき情報（5W1H）

- ◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

## (3) いじめが起きた場合の対応

### ①いじめられた児童と保護者への支援

#### 〈児童への支援〉

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活を送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊心を高めるよう配慮します。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。

#### <保護者への支援>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

### ②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

#### <児童への指導・支援>

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。
- ウ 児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討します。

#### <保護者への対応>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。（いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

### ③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童の気持ちや立場を考えさせます。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

## 5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていきます。

### (1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

#### トラブルの事例

「インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）」総務

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Aさんは、「〇〇ちゃんの話ってさー、いっつも面白くない？」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「？」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Aさん以外のメンバーは、別グループを作り、Aさんをグループから外した。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられます。

- ・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
- ・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ・その子以外とグループを作り悪口を言う。 ・その子を突然グルー



ブから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになります。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながります。

## (2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していきます。

### ①学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図ります。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催します。

### ②保護者会等を通して伝えていきたいこと

<未然防止の視点から>

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。  
※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられました。  
<新規契約または機種変更等する場合>  
店側の義務として
  - ①契約締結者、携帯電話端末の使用者が 18 歳未満か確認する。
  - ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
  - ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。<既にスマートフォンを利用している場合>  
携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。
- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

## 【参考】発達段階に応じた家庭のルールづくり

段階	対応策	各段階でのルール例
STEP 1 初めての インター ネット期	<b>利用時間を家庭で決める</b> 生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間を家庭で話し合っ決めて、インターネットを見て楽しみます。この段階では閲覧のみに制限しましょう。	<input type="checkbox"/> ゲームとネットを合わせて使っていないのは1日__分までです。 <input type="checkbox"/> 保護者に断って、近くで使います。食事中や車の中では使いません。 <input type="checkbox"/> 夜__時以降は使いません。リビングで充電します。
STEP 2 インターネット レベルアップ期	<b>家族限定でコミュニケーション</b> 利用時間のルールを守れ、使い方にも慣れたら、家族間でメールをやりとりしましょう。文章の書き方など、上手な気持ちの伝え方をアドバイスしましょう。	<input type="checkbox"/> 家の中ではリビングで使います。 <input type="checkbox"/> 話しかけられたら手を止め対応します。 <input type="checkbox"/> 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。 <input type="checkbox"/> 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。 <input type="checkbox"/> 公共の場で利用するときは、ルールやマナーを守ります。
STEP 3 SNS デビュー期	<b>友人知人とのやりとりもチェックを</b> メールの利用に慣れたら、仲のよい友人や知人に限り、SNSやメールを許可します。 家庭内のコミュニケーションを保ち、ときどきやりとりの様子を見せてもらいましょう。	<input type="checkbox"/> 自分や友達の個人情報（名前・住所・学校名など）写真はネットに公開しません。 <input type="checkbox"/> メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにします。 <input type="checkbox"/> 自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送りません。 <input type="checkbox"/> 目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を放します。

保護者向け普及啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること」内閣府

### <早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

### (3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝えます。

#### ① 事実を把握する

- ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聞き取り、事実を確認します。
- イ 児童が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認します。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をします。
- エ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に

直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

## ② 書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をします。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

## 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全

- ・安心を確保しなければなりません。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）